

2020年6月4日

株 主 各 位

兵庫県尼崎市昭和通2丁目2番27号
特 殊 電 極 株 式 会 社
代表取締役社長 上 林 克 彦

第73回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第73回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、前回使用していた会場が使用できなくなる可能性があるため、会場を変更のうえ、開催させていただきたいと存じます。会場の座席に限りがございますので、株主様の安全確保及び感染拡大防止のためにも、株主様には可能な限り書面またはインターネットによる議決権の事前行使をお願い申し上げるとともに、株主総会にご来場される株主様におかれましては、マスク着用などの対策のご検討をお願い申し上げます。併せて、当社の判断に基づき、株主総会会場において株主様の安全確保及び感染拡大防止のために必要な措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

書面またはインターネットによる議決権の事前行使にあたっては、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、後述のご案内に従って2020年6月23日(火曜日)午後5時まで議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 2020年6月24日(水曜日) 午前10時 |
| 2. 場 所 | 兵庫県尼崎市昭和通3丁目96
尼崎商工会議所 7階702会議室
(会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようにご注意ください。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第73期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第73期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役6名選任の件 |

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年6月23日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、後記（3頁）の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、2020年6月23日（火曜日）午後5時までに行使してください。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tokuden.co.jp>) に掲載させていただきます。
 - ◎今後の新型コロナウイルス感染状況の変化により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト (<http://www.tokuden.co.jp>) にてお知らせいたします。
 - ◎本年より、株主総会にご出席の株主様へのお土産は取り止めさせていただきます。何卒ご理解のほどお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス ウェブ行使
<https://www.web54.net>

2. 議決権行使の方法について

(1) パソコンおよび携帯電話をご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

- バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。
(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)



(2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力いただく必要があります。

3. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) 議決権の行使期限は、2020年6月23日（火曜日）午後5時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

- (2) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数、またはパソコン・スマートフォン・携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- (4) パソコンやスマートフォン、携帯電話のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

4. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引されている証券会社にお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座の株主様）

三井住友信託銀行 証券代行部

[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日祝日を除く。)

以 上

(提供書面)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米中間の貿易摩擦の長期化や中国経済の景気減速による海外経済の不確実性に加え、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、先行きは不透明な状況で推移いたしました。

このような状況の中において当社グループは、営業部門におきましては、営業活動の効率化と高度化を推進し、売上拡大に鋭意努力してまいりました。

生産工場及び工事工場におきましては、安全第一のもと、技術の伝承を進めるとともに品質の向上や作業の効率化を推し進めてまいりました。

研究開発などの技術部門におきましては、新技術、新製品・新商品の開発ならびに既存技術の向上に取り組んでまいりました。

また、海外子会社におきましては、販売体制の強化を進めてまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は10,643百万円（前連結会計年度比0.1%増）となりました。損益面におきましては、営業利益は880百万円（同19.9%増）、経常利益は922百万円（同22.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は617百万円（同18.6%増）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

<工事施工>

積極的な提案型営業と高度技術の提供、徹底したコスト削減の実行により、受注拡大に努めました結果、アルミダイカスト関連工事、トッププレート工事、プラズマ粉体肉盛工事、連続鋳造ロール肉盛工事、鉄鋼関連の保全工事の受注が増加したことにより、売上高は7,403百万円（前連結会計年度比10.7%増）、セグメント利益は1,136百万円（同36.6%増）となりました。

<溶接材料>

直販体制の優位性を活かし、新規顧客の開拓と既存顧客の更なる深耕による販売力強化に努めました結果、当社の主力でありますフラックス入りワイヤなどの製品の売上高は529百万円（前連結会計年度比9.8%増）となりましたが、商品のアーク溶接棒、T I G・M I Gなどの溶接材料の売上高は750百万円（同10.7%減）となり、溶接材料の合計売上高は1,279百万円（同3.2%減）、セグメント利益は194百万円（同9.5%増）となりました。

<環境関連装置>

自動車産業用金型加熱装置の受注は増加しましたが、自動搬送車（AGV）による搬送ライン装置、自動車産業用粗材冷却装置等の受注が減少したことにより、売上高は1,230百万円（前連結会計年度比31.2%減）、セグメント利益は182百万円（同34.7%減）となりました。

<その他>

自動車関連のダイカストマシーン用部品の受注が減少したことにより、売上高は730百万円（前連結会計年度比12.6%減）、セグメント利益は45百万円（同18.4%減）となりました。

セグメント別の売上高は、次のとおりであります。

セグメント	売上高	構成比	前連結会計年度比
工 事 施 工	7,403百万円	69.5 %	110.7 %
溶 接 材 料	1,279	12.0	96.8
環 境 関 連 装 置	1,230	11.6	68.8
そ の 他	730	6.9	87.4
合 計	10,643	100.0	100.1

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました有形固定資産の設備投資額は、137百万円であります。その主なものは、ロールライン装置16百万円、二電極P T A装置15百万円、C Cロール肉盛装置12百万円であります。

なお、その資金はすべて自己資金を充当いたしました。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第70期 (2017年3月期)	第71期 (2018年3月期)	第72期 (2019年3月期)	第73期 (当連結会計年度) (2020年3月期)
売 上 高(千円)	8,939,006	9,283,542	10,634,183	10,643,590
経 常 利 益(千円)	599,286	599,825	750,659	922,421
親会社株主に帰属す る当期純利益(千円)	477,865	429,249	520,644	617,408
1株当たり当期純利益	596円89銭	538円74銭	658円59銭	780円99銭
総 資 産(千円)	7,678,204	8,065,240	8,811,011	9,355,505
純 資 産(千円)	4,005,255	4,370,945	4,837,788	5,404,382
1株当たり純資産額	4,993円61銭	5,495円62銭	6,086円18銭	6,801円63銭

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第70期 (2017年3月期)	第71期 (2018年3月期)	第72期 (2019年3月期)	第73期 (当事業年度) (2020年3月期)
売 上 高(千円)	8,842,430	9,094,737	10,433,359	10,475,030
経 常 利 益(千円)	602,170	609,916	746,428	919,835
当 期 純 利 益(千円)	455,271	417,953	518,730	618,547
1株当たり当期純利益	568円66銭	524円56銭	656円17銭	782円43銭
総 資 産(千円)	7,612,586	7,939,724	8,701,050	9,252,933
純 資 産(千円)	4,094,259	4,418,709	4,873,859	5,431,109
1株当たり純資産額	5,114円32銭	5,589円43銭	6,165円17銭	6,870円06銭

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後において、企業価値の向上、顧客の拡大を実現していくため、以下の重点実施項目を掲げ、経営基盤の強化充実を図ってまいります。

① 安全第一

安全衛生管理方針のもと、安全衛生活動を最優先して、従業員の安全と健康を確保してまいります。

② 溶接材料の拡販

溶接材料においては、溶接材料販売促進部会の活動を強化するとともに全社一丸となって販売強化に努め、主力である既存の製品とその他の商品群の拡販に取り組んでまいります。

③ 営業力の強化

既存得意先の深耕による新規案件の開拓及びホワイトスペースの新規顧客の開拓を積極的に進めてまいります。

④ 部会活動の強化

営業部門においては更なる高度な知識、手段が必要となるため、それに応えるべく自動車部会・溶接材料販売促進部会・鉄鋼部会の各部会活動を推進し、営業活動の高度化を進めてまいります。

⑤ 各本部間の連携強化及び徹底したコスト削減

各本部間の連携をこれまで以上に強化し、受注量の増加、体制強化、クレームの撲滅及び徹底したコスト削減を実行してまいります。

⑥ 新技術、新装置、新製品、新商品の早期開発

売上拡大のため、開発部門（尼崎研究所・白山研究所・環境技術室）は、顧客の要求する新技術、新装置、新製品、新商品の早期開発に取り組んでまいります。

⑦ 海外事業の売上拡大

海外子会社は、組織力を強化するとともに、受注量の増加により売上拡大に取り組んでまいります。

⑧ 内部統制のレベルアップ

内部統制システムの確実な実践と有効な内部監査により、内部統制の更なるレベルアップを図ってまいります。

以上の課題に全力で取り組み、企業価値の更なる向上に努めてまいる所存でございますので、株主の皆様におかれましては、なお一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

セグメント	事業内容
工事施工	各種溶接工事、トッププレート工事、プラズマ粉体肉盛溶接工事、現地機械加工工事、各種オーバーホール等の施工
溶接材料	フラックス入りワイヤ、特殊溶接棒、プラズマ粉体肉盛溶接用材料、TIG・MIG溶接用材料等の製造販売
環境関連装置	環境関連装置等の製造販売
その他	アルミダイカストマシーン用部品の販売

(6) 主要な営業所及び工場 (2020年3月31日現在)

① 当社

本社	兵庫県尼崎市	
営業所	北海道 (北海道室蘭市) 日立 (茨城県日立市) 鹿島 (茨城県鹿嶋市) 宇都宮 (栃木県宇都宮市) 君津 (千葉県君津市) 千葉 (千葉県千葉市) 東京 (東京都大田区) 浜川 (神奈川県川崎市) 静岡 (静岡県沼津市)	名古屋 (愛知県名古屋市) 東海 (愛知県東海市) 大阪 (兵庫県尼崎市) 姫路 (兵庫県姫路市) 岡山 (岡山県倉敷市) 福山 (広島県福山市) 広島 (広島県広島市) 九州 (福岡県飯塚市) 西九州 (長崎県長崎市)
工場	室蘭 (北海道室蘭市) イタンキ (北海道室蘭市) 君津 (千葉県君津市) 尼崎 (兵庫県尼崎市)	姫路 (兵庫県姫路市) 引野 (広島県福山市) 九州 (福岡県飯塚市)
技術・研究部	尼崎 (兵庫県尼崎市) 環境技術室 (愛知県名古屋市)	白山 (石川県白山市)

② 子会社

TOKUDEN TOPAL CO., LTD.	タイ国 バンコク市
特電佐鳴(南通)機械製造有限公司	中華人民共和国 江蘇省南通市

(7) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

区 分	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
国 内	240 (36) 名	6名増 (0名)
海 外	10 (0) 名	0名 (0名)
合 計	250 (36) 名	6名増 (0名)

(注) 使用人数は、就業員数であり、契約従業員及び嘱託従業員は、年間の平均人員を () 内に外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
240 (36) 名	6名増 (0名)	40.9 歳	14.7 年

(注) 使用人数は、就業員数 (当社から他社への出向者1名を除く。) であり、契約従業員及び嘱託従業員は、年間の平均人員を () 内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 関 西 み ら い 銀 行	30,000 千円
株 式 会 社 み な と 銀 行	30,000 千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2020年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 2,604,000 株
- ② 発行済株式の総数 801,000 株
- ③ 株 主 数 499 名
- ④ 大 株 主（上位12名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 プ ロ ー ド ピ ー ク	132,300 株	16.73 %
特 殊 電 極 従 業 員 持 株 会	60,200	7.61
株 式 会 社 光 通 信	54,000	6.83
大 野 昌 克	19,000	2.40
坂 西 啓 至	17,000	2.15
宮 田 純 子	17,000	2.15
福 田 博	16,800	2.12
坂 地 一 晃	15,000	1.89
坂 本 浩 司	15,000	1.89
樋 口 豪 也	15,000	1.89
株 式 会 社 関 西 み ら い 銀 行	15,000	1.89
株 式 会 社 み な と 銀 行	15,000	1.89

(注) 持株比率は、自己株式（10,453株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2020年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	上林克彦	TOKUDEN TOPAL CO., LTD. PRESIDENT
取締役	榎本美喜	工事営業本部長 特電佐鳴(南通)機械製造有限公司 監事
取締役	太田浩二	尼崎工場長 特電佐鳴(南通)機械製造有限公司 董事長
取締役	外崎敬一	社長室長
取締役	島田宏亮	第一営業本部長
取締役	西川 誉	第二営業本部長
常勤監査役	北正己	
監査役	藤田寛	
監査役	濱田雄久	弁護士法人なにわ共同法律事務所 藤原運輸株式会社 監査役

- (注) 1. 常勤監査役北正己氏及び監査役濱田雄久氏は、社外監査役であります。
2. 常勤監査役北正己氏は、公認会計士として幅広い専門知識と経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査役濱田雄久氏は、弁護士として幅広い専門知識と経験があり、法務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、常勤監査役北正己氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	6 名	39,009 千円
監 査 役 (うち社外監査役)	3 名 (2 名)	22,500 千円 (17,100 千円)
合 計 (うち社外役員)	9 名 (2 名)	61,509 千円 (17,100 千円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、1992年6月15日開催の第45回定時株主総会において年額120,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2008年6月26日開催の第61回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 監査役濱田雄久氏は、弁護士法人なにわ共同法律事務所に勤務しており、同事務所は当社と法律顧問契約をしております。
 また、同氏は、藤原運輸株式会社の監査役であります。当社と当社との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
監査役 北 正 己	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回出席し、監査役会13回のうち13回出席いたしました。 公認会計士の経験から、取締役会において、取締役会の意思決定、内部統制や内部監査の妥当性について必要な発言を行っております。また、監査役会においては、常勤監査役として、業務監査の結果と日常業務上の重要事項の報告及び会計面を中心に問題の提起を行っております。

	活 動 状 況
監査役 濱 田 雄 久	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回出席し、監査役会13回のうち13回出席いたしました。 弁護士の経験から、取締役会において、取締役会の判断の妥当性について必要な発言を行っております。また、監査役会においては、企業の継続性を重視し、慎重な経営判断が行われるべく発言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他財産上の利益の合計額	32,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社は、会計監査人に対して、収益認識に関する会計基準に対応するアドバイザー業務についての対価を支払っております。

3. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、報酬見積の算出根拠、会計監査の職務遂行状況を検討した結果、会計監査人の報酬等の金額について適切であると判断し、会社法第399条第1項の同意をしております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、適正な監査の遂行が困難であると監査役全員が認めた場合、監査役全員の同意

により当該会計監査人を解任するものとします。

また、当社の会計監査人について、法定解任事由に該当する事実がある場合のほか、会計監査人としての独立性、信頼性、効率性等を評価し、より適切な監査を期待できる会計監査人が必要と判断した場合は、その解任または不再任を株主総会の目的とするよう、監査役会は必要な決定を行うものとします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 経営理念を基礎として、取締役及び使用人が規範として遵守すべき企業倫理・コンプライアンス確保の基準を定め、浸透を図る。
- ② 財務報告に係る内部統制の整備を行い、その運用状況を定期的に評価し、財務報告の信頼性の確保を図る。
- ③ 使用人の職務の執行が、法令、定款、社内規程及び社会規範から逸脱することなく適正かつ誠実に実行される状況について内部監査を実施し、業務の適正確保を図る。
- ④ 内部通報規程の運用により、コンプライアンス経営の強化を図る。

(運用状況)

- i 当社は、「トクデン行動基準」を定め、これを全事業所へ掲示するとともに取締役及び使用人の全員に対し、行動基準カードを作成・配付して取締役及び使用人が規範として遵守すべき企業倫理・コンプライアンス確保の浸透に努めております。
- ii 当社は、内部監査部門を中心に、コンプライアンスや財務報告に係る内部統制が機能していることの監査・確認を行うことで全社的な内部統制の状況及び業務プロセスの適正化をモニタリングしております。
- iii 当社は、内部監査において行動基準に定める各方針の実施状況について監査を実施しております。
- iv 当社は、社内の内部通報窓口に加え外部の弁護士事務所を窓口とする内部通報制度を制定しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役会規則、稟議規程、文書管理規程、個人情報保護規程、インサイダー取引管理規程等の諸規程を中心に情報の保存及び管理を徹底する。
- ② リスクの詳細な項目を特定する活動の結果を受けて、これらの規程の再検討を行い、適切にその改正、追加を行う。

(運用状況)

- i 当社は、取締役の職務の執行に係る諸規程を中心に取締役会、幹部会等の議事録・会議資料、個人情報及び機密情報等の適切な保存及び管理を行っております。
- ii 当社は、リスクの詳細な項目を特定する活動の結果を受けて、当事業年度において、必要な社内規程の改正及び新設を行っております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営危機管理規程、事業継続計画（BCP）によりリスクの再評価、リスクの詳細な項目を特定する活動を行い、その対応策を定め、危機管理体制の強化を行う。

(運用状況)

当社は、経営危機管理規程、事業継続計画（BCP）等の運用により、事業を取り巻くリスクについて適確に分析・評価し、取締役会及び幹部会において継続的に対応策について検討し、実施しております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会において、年度の目標・経営計画及び経営に関する重要事項を協議決定する。
- ② 取締役会規則、幹部会規程、組織規程、業務分掌規程等の整備を中心に、取締役の職務の執行が効率的かつ適正に執行される体制の整備を行う。
- ③ 取締役は、取締役会において決定された方針及び計画に基づき、具体策等の立案・実行を行い、その結果を幹部会において定期的に報告するとともに、計画と実績の対比により進捗管理を行う。

(運用状況)

- i 当社は、取締役会において、年度の目標・経営計画及び経営に関する重要事項を協議・決定し、幹部会においては、取締役会で決定された方針及び計画に基づいた具体策等の立案・実行の結果を定期的に報告するとともに、進捗管理を行っております。
- ii 当社は、取締役会及び幹部会などの重要な会議体については、年間開催スケジュールを策定するとともに、情報の事前提供を実施し、職務の執行の適正性及び効率性の向上に努めております。

5. 次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

年度計画に基づく業務進捗状況の報告と重要事項の報告を当社の取締役会もしくは幹部会に対して定期的に行う。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営危機管理規程に定める経営危機の範囲について子会社を含めたリスクの再評価、リスクの詳細な項目を特定する活動を適時行い、その対応策を定め、危機管理体制の強化を行う。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 子会社における適正な職務権限、業務分掌及び責任を明確化し、職務執行の効率化を図る。
- ② 子会社との相互連携の強化と情報の共有化を図り、子会社の指導、支援を行う。

ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社の役員及び財務に関する事項ならびに子会社の業務に関する重要事項については、関係会社管理規程に基づき、当社の取締役会が承認する。

(運用状況)

- i 当社は、子会社から業務進捗状況及び重要事項の報告を取締役会もしくは幹部会が受けることで、業務執行状況をモニタリングしております。
 - ii 当社グループは、社内諸規程に基づき、適正な職務権限、業務分掌及び責任を明確化し、取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するとともに、相互連携の強化と情報の共有化を図っております。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社は、その求めに応じ監査役に直属する補助の使用人を置く。
- ② 当該使用人の取締役からの独立性及び職務の実効性を確保するために、当該使用人の採用・人事評価・異動・給与及び懲戒については、監査役会（監査役会が特定の監査役を指名した場合には、当該監査役）の同意を必要とする。

(運用状況)

当社の監査役に係る諸規程において、以上の事項を定めております。

7. **取締役及び使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制**

取締役及び使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が、当社及び子会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見した場合、または不正の行為、法令、定款に違反する重大な事実を発見した場合は、当該事実に関する事項を当社の監査役に対して速やかに報告を行う。

(運用状況)

当社の監査役は取締役会・幹部会等において、取締役及び使用人から担当業務の執行状況の報告を受けております。また、法令違反行為等、当社グループに著しい損害を与えるおそれのある事実が発見された場合には、直ちに当社の監査役または監査役会が報告を受けることとしております。

8. **監査役へ上記7. の報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

内部通報規程により、監査役へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由とする不利な取扱いの禁止及び報告者の保護を定める。

(運用状況)

当社の内部通報規程ならびに監査役に係る諸規程に基づき、不利な取扱いを行わない体制としております。

9. **監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、当社は速やかに当該費用または債務を処理する。

(運用状況)

当社の監査役に係る諸規程に基づき、適切な処理を実施しております。

10. **その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 代表取締役は、監査役との間に定期的に会合をもち、経営方針、当社が対処すべき課題、当社を取り巻く重大なリスク、当社グループにおける内部統制の整備・運用の状況、監査役監査の環境整備、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

- ② 内部監査部門は監査役と緊密な連携を保ち、監査役が自らの監査について協力を求めるときには、監査役が実効的な監査を行うことができるよう努める。

(運用状況)

代表取締役と監査役会は原則として年間2回の会合を持ち、当社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行っております。さらに、監査役は内部監査への同行等を通じ内部監査部門と緊密な連携を保ち、監査役監査の実効性を確保しております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の向上・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では、特別な防衛策は導入いたしていませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

(注) この事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,392,717	流動負債	3,208,034
現金及び預金	2,145,108	支払手形及び買掛金	2,173,997
受取手形及び売掛金	3,658,164	短期借入金	60,000
電子記録債権	362,416	未払法人税等	171,007
商品及び製品	656,814	賞与引当金	342,433
仕掛品	21,851	工事損失引当金	8,336
半成工事	407,911	その他	452,259
原材料及び貯蔵品	100,718	固定負債	743,088
その他	60,312	退職給付に係る負債	578,832
貸倒引当金	△20,581	長期預り金	88,390
固定資産	1,962,788	その他	75,865
有形固定資産	1,500,590	負債合計	3,951,123
建物及び構築物	212,145	(純資産の部)	
機械装置及び運搬具	269,135	株主資本	5,440,971
土地	982,280	資本金	484,812
建設仮勘定	858	資本剰余金	394,812
その他	36,170	利益剰余金	4,601,620
無形固定資産	41,669	自己株式	△40,273
投資その他の資産	420,528	その他の包括利益累計額	△63,967
投資有価証券	46,243	その他有価証券評価差額金	291
繰延税金資産	325,614	為替換算調整勘定	△1,043
その他	48,670	退職給付に係る調整累計額	△63,214
資産合計	9,355,505	非支配株主持分	27,377
		純資産合計	5,404,382
		負債・純資産合計	9,355,505

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		10,643,590
売 上 原 価		7,739,661
売 上 総 利 益		2,903,928
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,023,698
営 業 利 益		880,230
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	3,232	
受 取 保 険 金	29,313	
そ の 他	11,248	43,794
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	699	
そ の 他	903	1,603
経 常 利 益		922,421
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	60	60
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	3,019	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	39,256	42,275
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		880,206
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	285,340	
法 人 税 等 調 整 額	△25,430	259,910
当 期 純 利 益		620,296
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		2,888
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		617,408

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2019年4月1日 残高	484,812	394,812	4,043,502	△40,273	4,882,854
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	-	-	△59,291	-	△59,291
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	617,408	-	617,408
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-
連結会計年度中の変動額合計	-	-	558,117	-	558,117
2020年3月31日 残高	484,812	394,812	4,601,620	△40,273	5,440,971

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の利益累計額合計		
2019年4月1日 残高	2,298	911	△74,655	△71,445	26,379	4,837,788
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当	-	-	-	-	-	△59,291
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	-	-	-	617,408
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△2,006	△1,955	11,440	7,478	998	8,476
連結会計年度中の変動額合計	△2,006	△1,955	11,440	7,478	998	566,593
2020年3月31日 残高	291	△1,043	△63,214	△63,967	27,377	5,404,382

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数…………… 2社
- ・ 連結子会社の名称…………… TOKUDEN TOPAL CO., LTD.
特電佐鳴（南通）機械製造有限公司

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社であるTOKUDEN TOPAL CO., LTD.及び特電佐鳴（南通）機械製造有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

・ その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

・ 商品及び製品、原材料及び仕掛品……………主として総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

・ 半成工事……………個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

・ 貯蔵品……………主として最終仕入原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定率法を、在外連結子会社は定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

- ・建物及び構築物……………10年から47年
- ・機械装置及び運搬具……………5年から10年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

- ・自社利用のソフトウェア……………社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引）

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対する賞与支払に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. 工事損失引当金

工事損失の発生に備えるため、損失見込額を計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

イ. 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

ロ. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

ハ. 退職給付に係る会計処理の方法

当社の従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき退職給付に係る負債を計上しております。当該算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（16年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の際連結会計年度から費用処理しております。未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

ニ. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

（連結損益計算書）

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「受取保険金」（前連結会計年度3,327千円）は、重要性が増したため、当連結会計年度より、独立掲記することといたしました。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	60,443千円
土 地	252,827千円
計	313,270千円

上記の物件は、短期借入金60,000千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 3,160,759千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	801,000株
------	----------

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 2019年6月26日開催の第72回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	31,621千円
・1株当たり配当額	40円
・基準日	2019年3月31日
・効力発生日	2019年6月27日

ロ. 2019年10月30日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	27,669千円
・1株当たり配当額	35円
・基準日	2019年9月30日
・効力発生日	2019年12月6日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
2020年6月24日開催予定の第73回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額	31,621千円
・1株当たり配当額	40円
・基準日	2020年3月31日
・効力発生日	2020年6月25日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用等方針に従い、一時的な余資については安全性・流動性の高い金融資産で運用し、資金調達については短期的運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、現在利用しておりません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注2)参照）。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,145,108	2,145,108	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金(※)	3,658,164 △20,386		
	3,637,777	3,637,777	—
(3) 電子記録債権	362,416	362,416	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	45,243	45,243	—
資産計	6,190,545	6,190,545	—
(5) 支払手形及び買掛金	2,173,997	2,173,997	—
(6) 短期借入金	60,000	60,000	—
(7) 未払法人税等	171,007	171,007	—
(8) 長期預り金	88,390	88,600	209
負債計	2,493,396	2,493,606	209

(※)受取手形及び売掛金に対して計上している個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

- (1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 投資有価証券

投資有価証券の時価は、取引所の価格によっております。

- (5) 支払手形及び買掛金、並びに(7) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (6) 短期借入金

短期借入金は1年以内に決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (8) 長期預り金

長期預り金の時価は、合理的に見積りした支払予定時期に基づき、国債の利率で割り引いた現在価値によっております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額1,000千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	6,801円63銭
(2) 1株当たり当期純利益	780円99銭

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,302,695	流動負債	3,170,521
現金及び預金	2,103,569	支払手形	1,673,113
受取手形	389,659	買掛金	471,152
電子記録債権	362,416	短期借入金	60,000
売掛金	3,206,227	リース債	4,716
商品及び製品	653,381	未払金	317,200
仕掛品	21,851	未払費用	86,640
半成品	407,911	未払法人税等	171,007
原材料及び貯蔵品	100,718	預り金	28,860
その他	56,968	賞与引当金	342,120
貸倒引当金	△11	工事損失引当金	8,336
固定資産	1,950,238	その他	7,373
有形固定資産	1,483,981	固定負債	651,302
建物	204,538	リース債	16,115
構築物	3,868	退職給付引当金	488,006
機械及び装置	231,578	長期預り金	88,390
車両運搬具	25,034	その他	58,789
工具、器具及び備品	34,214	負債合計	3,821,824
土地	982,280	(純資産の部)	
リース資産	1,608	株主資本	5,430,817
建設仮勘定	858	資本金	484,812
無形固定資産	41,669	資本剰余金	394,812
ソフトウェア	14,664	資本準備金	394,812
リース資産	19,224	利益剰余金	4,591,465
電話加入権	7,780	利益準備金	12,260
投資その他の資産	424,587	その他利益剰余金	4,579,205
投資有価証券	46,243	土地圧縮積立金	49,802
出資金	3,250	建物圧縮積立金	22,726
関係会社出資金	33,150	別途積立金	3,460,000
関係会社貸付金	20,000	繰越利益剰余金	1,046,676
繰延税金資産	297,921	自己株式	△40,273
その他の	44,023	評価・換算差額等	291
貸倒引当金	△20,000	その他有価証券評価差額金	291
資産合計	9,252,933	純資産合計	5,431,109
		負債・純資産合計	9,252,933

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	10,475,030
売 上 原 価	7,609,022
売 上 総 利 益	2,866,008
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,990,217
営 業 利 益	875,790
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	3,388
受 取 保 険 金	29,313
駐 車 場 収 入	2,975
そ の 他	10,028
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	699
駐 車 場 収 入 原 価	903
そ の 他	57
経 常 利 益	919,835
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	60
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	3,019
投 資 有 価 証 券 評 価 損	39,256
税 引 前 当 期 純 利 益	877,620
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	284,468
法 人 税 等 調 整 額	△25,395
当 期 純 利 益	618,547

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									評価・換算 差 額 等	純資産計 合	
	資本金	利 益 剰 余 金							自己株式			株主資本計 合
		資本剰余金	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金				利益剰余金計				
資本準備金	土地圧縮積立金	建物圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	資本剰余金計	自己株式	株主資本計 合	その他有価証券 評価差額金	純資産計 合			
2019年4月1日 残高	484,812	394,812	12,260	49,802	24,601	2,460,000	1,485,544	4,032,209	△40,273	4,871,560	2,298	4,873,859
事業年度中の変動額												
建物圧縮積立金の取崩	-	-	-	-	△1,875	-	1,875	-	-	-	-	-
別途積立金の積立	-	-	-	-	-	1,000,000	△1,000,000	-	-	-	-	-
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	△59,291	△59,291	-	△59,291	-	△59,291
当期純利益	-	-	-	-	-	-	618,547	618,547	-	618,547	-	618,547
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△2,006	△2,006
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△1,875	1,000,000	△438,867	559,256	-	559,256	△2,006	557,249
2020年3月31日 残高	484,812	394,812	12,260	49,802	22,726	3,460,000	1,046,676	4,591,465	△40,273	5,430,817	291	5,431,109

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

・ その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

・ 商品及び製品、原材料及び仕掛品……………総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

・ 半成工事……………個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

・ 貯蔵品……………最終仕入原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

・ 建物……………22年から47年

・ 機械及び装置……………10年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

・ 自社利用のソフトウェア……………社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産(所有権移転外ファイナンス・リース取引)

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

③ 工事損失引当金

工事損失の発生に備えるため、損失見込額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（16年）による定額法により按分した額を、費用処理しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(4) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「スクラップ売却益」（当事業年度1,803千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「営業外収益」の「その他」に含めて掲記することといたしました。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建	物	60,443千円
土	地	252,827千円
計		313,270千円

上記の物件は、短期借入金60,000千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 3,143,262千円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分掲記したものを除く）

短期金銭債権	1,640千円
短期金銭債務	390千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	9,836千円
仕入高	3,634千円
その他の営業取引高	2,520千円
営業取引以外の取引による取引高	2,215千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	10,453株
------	---------

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳は次のとおりであります。

繰延税金資産	
未払事業税	12,663千円
賞与引当金	104,004千円
工事損失引当金	2,534千円
たな卸資産	21,331千円
未払費用	16,324千円
建物	16,739千円
退職給付引当金	148,353千円
資産除去債務	17,006千円
減損損失	6,896千円
投資有価証券	15,586千円
関係会社株式	10,792千円
貸倒引当金	6,083千円
その他	7,814千円
小計	<u>386,131千円</u>
評価性引当額	<u>△56,403千円</u>
繰延税金資産合計	329,727千円
繰延税金負債	
土地建物圧縮積立金	△31,679千円
その他有価証券評価差額金	<u>△127千円</u>
繰延税金負債合計	<u>△31,806千円</u>
繰延税金資産の純額	297,921千円

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 6,870円06銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 782円43銭 |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

特殊電極株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
神戸事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 千崎 育利 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉村 康弘 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、特殊電極株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、特殊電極株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

特殊電極株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
神戸事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 千崎 育利 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉村 康弘 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、特殊電極株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書（謄本）

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第73期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、事業所の内部監査に立会うなど監視及び検証を実施いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、監査役会としては今後の社会環境の変化、より多様化・複雑化する企業運営のため、内部管理体制の一層の充実・強化とともに、業務処理の確実性を図る必要性があると考えており、今後とも監視・検証を行ってまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月25日

特殊電極株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	北	正	己	㊟	
監査役	藤	田	寛	㊟	
監査役（社外監査役）	濱	田	雄	久	㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つと考え、業績の状況、今後の事業展開等を勘案して、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、設立70周年を迎えることができましたので、株主の皆様の日頃のご支援に感謝の意を表するとともに、業績の状況ならびに今後の事業展開を勘案の上、普通配当35円に記念配当5円を加え、1株当たり40円とさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき普通配当35円に記念配当5円を加えて金40円といたしたいと存じます。

また、この場合の配当総額は31,621,880円となります。

なお、中間配当金（1株につき35円）を含めました当期の年間配当金は、普通株式1株につき75円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月25日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本總會終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

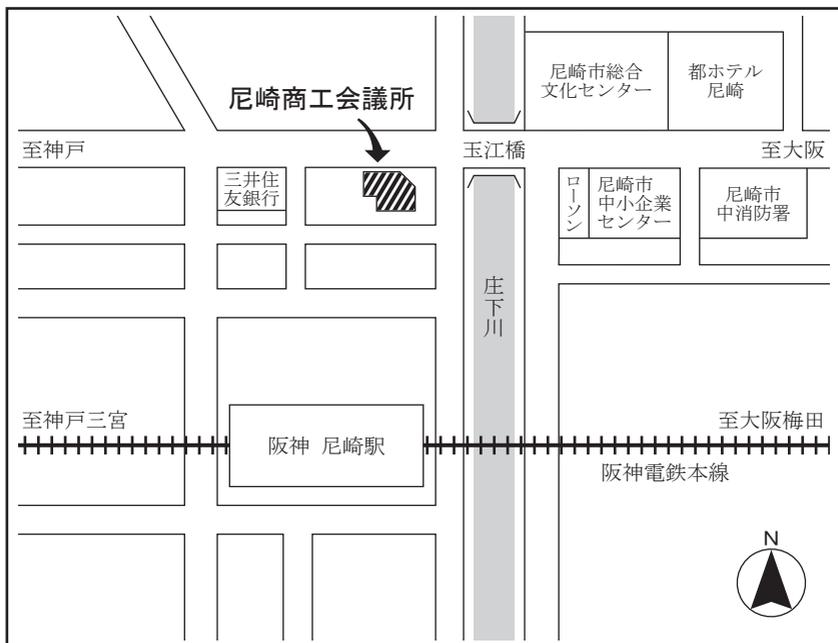
候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
1	かんばやし かつひこ 上 林 克 彦 (1953年7月5日生)	1976年4月 大同電設株式会社入社 1980年7月 当社入社 1999年4月 当社北海道営業所長 2005年4月 当社第三営業部長兼大阪営業所長 2007年4月 当社第一営業本部長兼第三営業部長 2007年6月 当社取締役第一営業本部長兼第三営業部長 2010年4月 当社取締役営業本部長 2011年4月 当社取締役工事本部長兼トッププレート部長兼工事企画部長 2012年4月 当社取締役工事本部長兼トッププレート部長 2013年4月 当社取締役工事本部長 2013年6月 当社取締役営業本部長 2016年6月 当社常務取締役営業本部長 2017年10月 当社常務取締役営業統括 2018年6月 当社代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) TOKUDEN TOPAL CO., LTD. PRESIDENT	5,600株
2	えのもと よしき 榎 本 美 喜 (1957年12月11日生)	1981年4月 当社入社 2005年4月 当社千葉営業所長 2009年4月 当社東海営業所長 2013年4月 当社第三営業部長代理兼東海営業所長 2014年4月 当社第三営業部長兼東海営業所長 2015年4月 当社工事本部長代理兼工事部長 2016年4月 当社工事本部長 2016年6月 当社取締役工事本部長 2019年4月 当社取締役工事営業本部長（現任）	3,300株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	おおた こうじ 太田 浩二 (1960年2月25日生)	1983年4月 当社入社 2006年4月 当社尼崎工場研究開発部長補佐 2011年4月 当社尼崎工場長代理兼研究開発部長 2013年4月 当社尼崎工場長兼研究開発部長 2016年4月 当社尼崎工場長 2016年6月 当社取締役尼崎工場長(現任) (重要な兼職の状況) 特電佐鳴(南通)機械製造有限公司 董事長	1,700株
4	とのさき けいいち 外崎 敬一 (1964年9月10日生)	1983年4月 当社入社 2007年4月 当社社長室品質保証部長補佐 2012年4月 当社社長室経営企画部長補佐 2013年4月 当社社長室経営企画部長 2016年4月 当社社長室本部長代理 2018年4月 当社社長室長 2018年6月 当社取締役社長室長(現任)	1,200株
5	しまだ ひろあき 島田 宏亮 (1969年6月17日生)	1993年4月 当社入社 2004年4月 当社静岡営業所長 2006年4月 当社宇都宮営業所長 2010年4月 当社第一営業部長 2017年10月 当社第一営業本部長代理 2018年4月 当社第一営業本部長 2018年6月 当社取締役第一営業本部長(現任)	2,700株
6	にしかわ ほまれ 西川 誉 (1970年8月26日生)	1993年4月 当社入社 2006年4月 当社福山営業所長 2014年4月 当社第三営業部長代理兼福山営業所長 2015年4月 当社第三営業部長 2017年10月 当社第二営業本部長代理 2018年4月 当社第二営業本部長 2018年6月 当社取締役第二営業本部長(現任)	200株

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以上

株主総会会場ご案内図



(会場) 兵庫県尼崎市昭和通3丁目96
尼崎商工会議所 7階702会議室
TEL (06) 6411-2255

(交通) 阪神電車 尼崎駅より徒歩約5分

駐車場の用意はいたしていませんので、お車でのご来場は
ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

